

違法・有害情報相談センターの拡大について

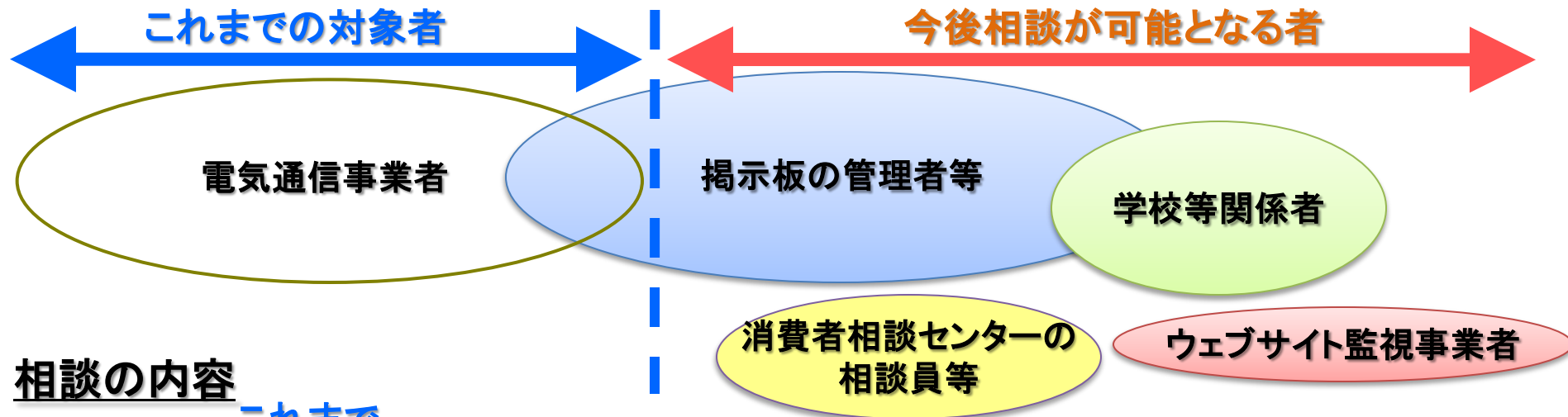
平成21年9月8日

(社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員長
違法・有害情報相談センター センター長
桑子 博行

違法・有害情報相談センターの役割

- 「違法・有害情報相談センター」では、平成20年2月から、プロバイダ等を対象として、インターネット上の違法・有害情報の削除等についての相談業務を行ってきたところ。
- 平成21年8月から、体制を強化し、学校関係者、中小プロバイダ、掲示板管理者等から寄せられる相談への対応も可能とし、安心・安全に資する情報に幅広く対応すべく、相談センターの業務を拡大。

相談の対象者



相談の内容

これまで

- ・違法・有害情報
- ・名誉毀損・プライバシー関係
- ・著作権関係
- ・商標権関係
- ・その他の権利関係
- ・プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係
- ・自殺、殺人予告事案への対応 等

ネット上のいじめなど、安心・安全なネット環境整備の観点から、幅広く対応

組織・体制

違法・有害情報相談センター

センター長

副センター長

相談員

相談員

顧問弁護士

実務アドバイザー

違法・有害情報相談センター運営協議会

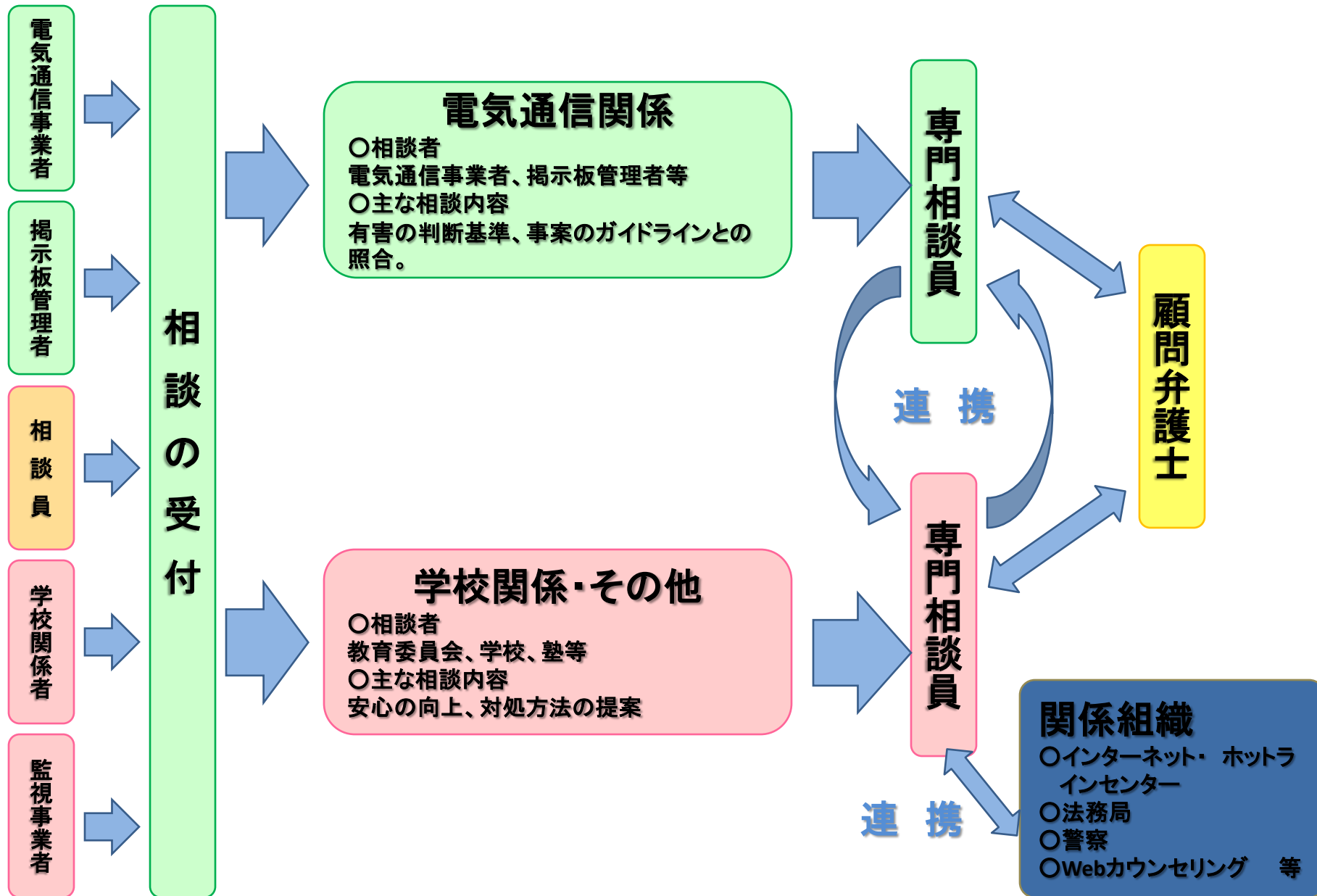
○構成員

センター長、弁護士、関係業界団体、関係省庁、安心ネットづくり促進協議会、学識経験者等（事務局：（社）テレコムサービス協会）

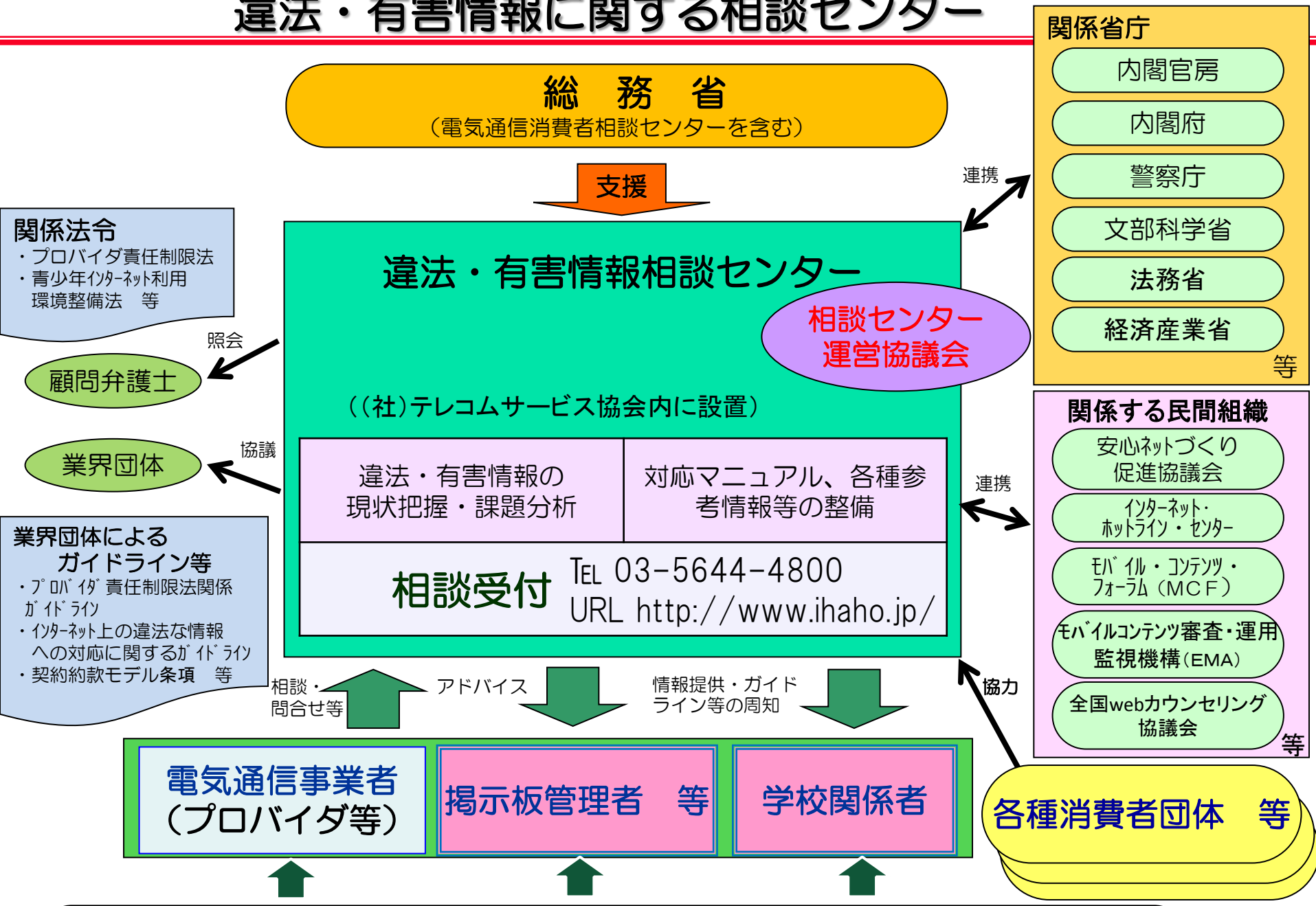
○協議内容

- ・違法・有害情報相談センターの活動内容全般の評価
- ・違法・有害情報への対応の在り方に関する検討
- ・検討内容を踏まえたマニュアルの改定、ガイドライン等の改定案の検討

相談の流れ

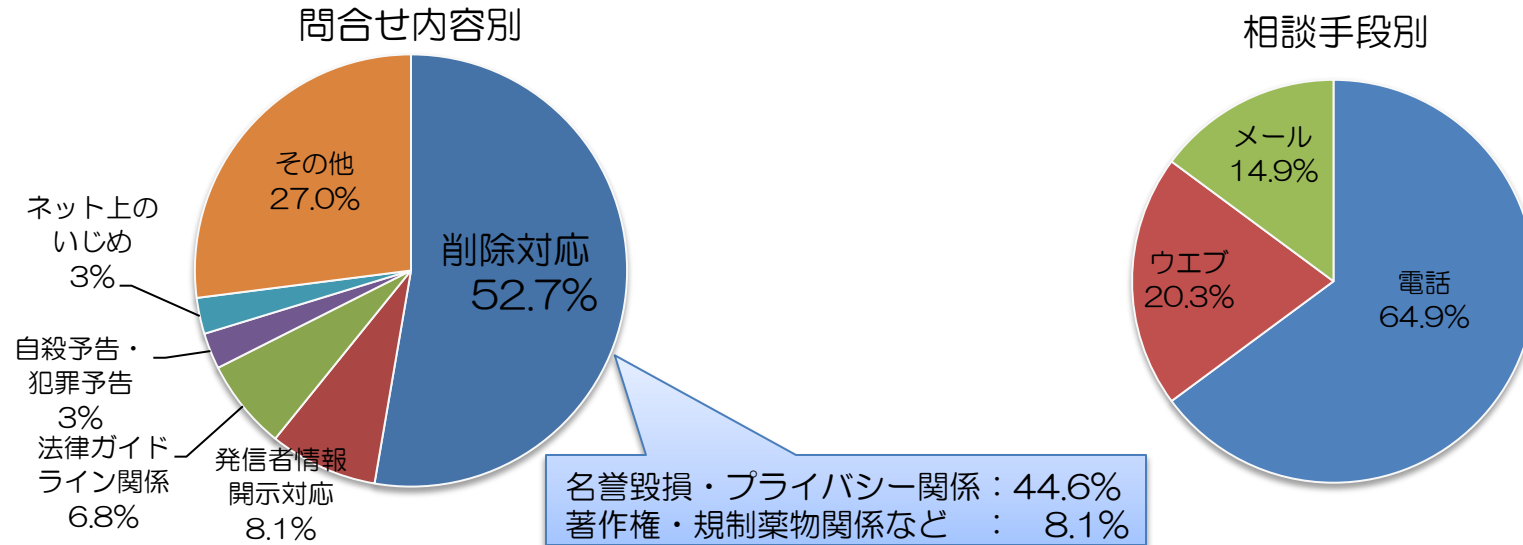


違法・有害情報に関する相談センター



相談センターに寄せられた相談状況(平成21年8月分)

相談センターに寄せられている相談



主な相談内容について

- 携帯電話向けSNSサイト管理事業者からの自殺予告事案への対応について
- ネット上に権利侵害情報が掲載されている場合における削除の対応やキャッシュへの対応など
- 消費生活相談員からのネット関連の相談について
- 人権擁護相談員からプロバイダーの検索方法（Whoisの使い方）の問合せ

など

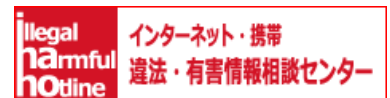
- ◆ P2Pファイル交換ソフトを悪用し著作権侵害している者の発信者情報開示請求について

報道関係各位

「違法・有害情報相談センター」を開設いたしました

～違法・有害情報への対応に関する相談窓口からの相談の受付開始について～

違法・有害情報相談センター



社団法人テレコムサービス協会では、総務省から違法・有害情報に関する相談業務を請け負い、インターネット上の違法・有害情報に関するトラブルの解決に向けた適切な対応を行うために、電気通信事業者、サイト管理者、学校関係者、監視事業者、各消費者相談窓口の相談員等、運営事業者に対応した相談窓口「違法・有害情報相談センター」を開設いたしましたので発表させていただきます。

当相談センターは、平成 20 年 2 月より電気通信事業者（プロバイダー等）向けにインターネット上の違法・有害情報に関わる相談業務を進めてきましたが、今回、相談対象を拡大することで、ネット上の安心・安全にかかわる相談に幅広く対応することが可能となりました。

当センターの開設により、事業者側のサイト運営の向上、消費者からの相談対応業務の向上が図られ、消費者、事業者一体となったインターネットの安心・安全の体制が整うこととなります。また学校関係者を相談対象に加えたことにより、青少年が安心して安全にインターネットを利用するための基盤整備にも寄与することが可能となります。

■相談窓口のご案内

名称「違法・有害情報相談センター」

（センター長：（社）テレコムサービス協会サービス倫理委員長 桑子博行）

- ・業務開始日：2009 年 8 月 4 日（火）午前 11 時
- ・センターの相談受付：月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）の午前 10 時から午後 5 時まで（電話受付）
- ・インターネット相談窓口：365 日 24 時間受付

右記 URL (<http://www.ihaho.jp/>) の「相談する」ボタンをクリック

※相談は無料です。原則として、電気通信事業者、サイト管理者、学校関係者、監視事業者、各消費者相談窓口の相談員等からの相談をお受けいたします。相談内容に対する助言は、当センター専門の相談員がお受けし、必要に応じて助言、事例紹介なども行います。また、相談内容に応じて、他の連携する関係諸団体・機関への紹介も行います。

■具体的な相談内容

- ・インターネット、携帯電話サイト上のプライバシー、名誉毀損、いじめ、脅迫、自殺・殺人予告、肖像権等、消費者からの相談に対する対応方法。
- ・消費者から上記関連の情報を削除依頼したい等の相談について、当該事業者等（通信事業者、ISP、SNS 事業者、掲示板管理者等）への対応方法。

■本リリースに関するお問い合わせ

社団法人テレコムサービス協会（担当：明神）

TEL:03-5644-7500 FAX:03-5644-7646 e-mail:jimukyoku@telesa.or.jp